

こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会開催要領

(目的)

第1条 こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）の策定及び推進に当たり、圏域の関係団体、学識経験者等から幅広く意見を聴取することを目的として、こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 懇談会の構成員は、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」のいずれかの分野に見識を有し、懇談会の目的及び取組の主旨に賛同する者から選定する。

(会議)

第3条 懇談会の会議は、郡山市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、懇談会に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、郡山市政策開発部未来創造課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、郡山市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。